

第 5 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和6年5月15日(水)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子

以上9名

欠席委員 24 岡田 勇樹

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：東山担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 14 池山 允敏・16 中谷 秀也

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第5回第2農地部会を開会いたします。
本日の欠席は24番 岡田 勇樹委員の1名で出席委員数は9名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
14番 池山 允敏委員・16番 中谷 秀也委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いします。
それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。

事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。

9ページの議案第1号、番号1、この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いします。

また、この削除に伴い、10ページの下合計欄について、合計16筆を14筆に、計9,544㎡を9,137㎡に、その他407㎡を0㎡に修正をお願いします。

14ページの議案第3号、番号12、この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いします。

また、この削除に伴い、14ページの下合計欄について、合計22筆を20筆に、計14,290㎡を13,541㎡に、田9,046㎡を8,297㎡に修正をお願いします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から2で、件数は2件、合計面積は3,928㎡で、その内訳は田が1,731㎡、畑が2,197㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから6ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。

番号1から12で、件数は12件、合計面積は37,279.19㎡で、その内訳は田が20,060㎡、畑が12,683㎡、その他が4,536.19㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

7ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は375㎡で、すべて畑でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 宅地分譲用地

番号2 宅地分譲用地

以上、件数は2件、合計面積は796㎡で、すべて畑でございます。

報告案件は以上です。

議長

それでは、議案事項に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号2、地区 久居、申請地 牧町池田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,003㎡、受人 _____、面積 27,307㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号3、地区 高岡、申請地 一志町高野下川原_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 519㎡ 外1筆、合計面積 1,004㎡、受人 _____、面積 2,885㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 川口、申請地 白山町川口算所_____、登記地目・現況地目とも田、面積 802㎡ 外1筆、合計面積 1,140㎡、受人 _____、面積 114,081.95㎡、渡人 _____。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号5、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣平生_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 33㎡ 外6筆、合計面積 3,871㎡、受人 _____、面積 18,100㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

10ページをお願いいたします。

番号6、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣木地屋_____、登記地目・現況地目とも田、面積 757㎡、受人 _____、面積 3,755.36㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号7、地区 多気、申請地 美杉町上多気土井沖_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 362㎡、受人 _____、面積 13㎡、渡人 _____。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

以上、件数は6件、合計面積は9, 137㎡で、その内訳は田が7, 665㎡、畑が1, 472㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号1-4 についてです。

16番 _____ 委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この件について地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

西森委員

5月9日に中谷委員と地元推進委員、白山の事務局とで行ってまいりました。

現状は麦が作ってある。昔から_____が作ってきた場所、きっちり管理はされてましたので何ら問題は無いと思います。引き続き耕作地としてしっかり管理して行かれるような事でしたので、何ら問題ないと思います。

議長

地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました件について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、この件については許可することに決定したいと思います。

入室してください。

< 入 室 >

議長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番、お願いします。

田口委員

6番田口です。9日に現地調査を行いました。諸戸委員と野田委員、中野委員、地元推進委員3名と事務局で現地調査を行いました。歳も歳ですし、何も問題ない

と思いますのでよろしく申し上げます。

議長 3番、お願いします。

池山委員 14番の池山です。5月9日に推進委員2名と、宮本委員と事務局で確認してまいりました。変形の畑地ですが、譲渡人はこの後営農できないという事で、譲受人がこの2筆の畑を維持していくという事で確認してまいりました。問題は有りませんのでよろしく申し上げます。

議長 5番から7番、お願いします。

結城委員 18番結城です。5番について説明します。9日に地元推進委員、事務局と確認いたしました。所有地である美杉を離れ、愛知県に在住の為、近所である_____さんに農地をお願いして耕作をしたいということです。

6番は9日に現地確認をしました。渡人は相続をしたが、体調も悪く遠方にて管理ができないので売却がしたいということでございます。

7番は農業の経験もなく、後継者も無い。耕作するには知識もない。労力不足のため、_____さんに申請地を耕作してもらおうということです。以上です。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 榊原、申請地 榊原町長坂_____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 793㎡ 外1筆、合計面積 862㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林及び一般個人住宅用地とするものです。

昭和50年頃に山林にし、昭和53年に増築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大三、申請地 白山町二本木岡前_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積19㎡ 外1筆、合計面積 218㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 八幡、申請地 美杉町奥津羽根田_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 185㎡ 外1筆、合計面積 435㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣宮垣内_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 502㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
昭和50年頃に宅地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 下之川、申請地 美杉町下之川篠ヶ広_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 469㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものです。
平成3年頃に資材置場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は2,486㎡で、その内訳は田が1,224㎡、畑が1,262㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、お願いします。

野田委員 7番野田です。5月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4人、久居事務局で見て参りました。場所は_____の南西に隣接する農地と_____北400メートルぐらいのところに位置する農地。_____に隣接する農地は昭和53年ごろ増築をし、宅地化をしてしまった。もう一方は昭和50年以前に植林して山林化してしたものでございます。どちらも始末書も提出されており、追認もやむを得ないものと思われま

議長 2番お願いします。

中谷委員 16番中谷です。9日に西森、中谷両委員、地元推進委員、白山の事務局とで確認してまいりました。場所は_____の西側500メートルほど行った所です。本

宅の隣にある倉庫を壊して、申請地とともに宅地を建てるという事ですのでやむを得ないと思います。

議長 3番から5番お願いします。

結城委員 18番結城です。3番は9日に地元推進委員、事務局とで現地を確認しました。菌床シイタケ栽培のための農業用施設の建設という事でございます。

多気4番、9日に地元推進委員と事務局とで現地の確認を致しました。昭和50年頃より家屋を建てて自宅として住んでおり現在に至っているということでございます。始末書と写真が添付されております。申し訳なかったということです。

5番下之川はこれも9日に地元推進委員と事務局とで現地の確認を致しました。自宅で作業をされてましたが、自動車部品の仕事が増えてきたので狭くなり倉庫を建てた。始末書と写真が添付されております。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思いません。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町コボレ山_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 737㎡ 外1筆、合計面積 1,497㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、427.3㎡、パネル設置率は、28.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居小野辺町北小膳田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,322㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を老人ホームの建設とするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 戸木町城山_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 514㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、510.4㎡、パネル設置率は、33.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、申請地 稲葉町牧野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 102㎡ 外1筆、合計面積 293㎡、受人 _____、渡人 _____
外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、433.9㎡、パネル設置率は、44%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高岡、申請地 一志町高野柑子垣内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 760㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、334.5㎡、パネル設置率は、44%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高岡、申請地 一志町高野柑子垣内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 803㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、288.2㎡、パネル設置率は、35.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 305㎡ 外1筆、合計面積 1, 900㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、798.8㎡、パネル設置率は、42%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

13ページをお願いいたします。

番号8、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出_____、登記地目・現況地目とも田、面積 595㎡ 外6筆、合計面積 3, 765㎡、受人 _____、渡人 _____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1500.9㎡、パネル設置率は、39.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川口、申請地 白山町川口白木_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 284㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.2㎡、パネル設置率は、28.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣平生_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 113㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和34年頃に住宅を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣庄司_____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 290㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和50年頃に植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

14ページをお願いいたします。

以上、件数は11件、合計面積は13,541㎡、その内訳は田が8,297㎡、畑が5,244㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番から3番、お願いします。

田口委員 6番田口です。9日に現地を確認いたしました。1番は諸戸部会長、野田委員、中野委員と推進委員4名と事務局で見てまいりました。事務局の説明通りで何も問題ないと思います。

2番も同じくです。_____の_____の西と東で、今月は東で、先月は西。

3番は、1、2に同じでなんの問題もないと思います。

議長 4番、お願いします。

野田委員 7番野田です。4番は5月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員4名、久居事務局で行ってまいりました。場所は_____ですが、北側すぐの農地。休耕地の畑で、売却をするもの。隣接する農地には了解済みとなっておりますので、転用するのはやむを得ないと思われれます。

議長 5番から8番、お願いします。

池山委員 14番池山です。5番6番隣接しています。ちょうど_____の東のところ。太陽光発電施設の業者が太陽光の発電設備を設置したいと申し出ております。周辺もこれに隣接するところも前回、前々回ぐらいに案件が出ており何ら問題は無かる

うと思います。地元の推進委員、宮本委員と事務局で確認しました。
7番8番はちょうど_____と_____する地点の隣でして、ほとんど耕作されていない、周辺全部太陽光になってきているので、やむを得ないであろうということで確認をしています。

議長 9番、お願いします。

中谷委員 16番中谷です。9番は西森、中谷両委員、地元推進委員、事務局で確認してまいりました。

東側の高い所に水稻を作っている田んぼが1枚あるのですが、その南側は太陽光パネル、そのほかは休耕地と言うかたちで、太陽光になっても仕方がないのかなというところで、問題は無いかと思います。

議長 10番、11番、お願いします。

結城委員 18番結城です。10、11番説明致します。

9日に地元推進委員と事務局と現地を確認しました。

10番は田も畑も家も何もかも整理するという事で、遠方にて、愛知県に住んでいるため何もかも整理するという事でございます。

11番は地元推進委員と事務局で現地確認を行いました。高齢で管理ができず売却したいということでございます。周囲は山林で獣害が酷いので植林した。現況写真と始末書も出されているので何ら問題は無いと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居小野辺町北小膳田_____、登記地目・現況

地目とも畑、面積 872㎡、借人 _____、貸人 _____。
これにつきましては、申請地を老人ホームの建設とするものです。
許可証の交付につきましては、都市計画法29条との同時許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 八幡、申請地 美杉町奥津中垣内____、登記地目・現況地目
とも畑、面積 304㎡ 外5筆、合計面積 2,501㎡、借人 _____、貸
人 _____。
これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は3,373㎡で、すべて畑でございます。
これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許
可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、お願いします。

田口委員 6番田口です。9日に現地を見て参りました。先ほどの3号議案2番と同じでござ
います。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 2番、お願いします。

結城委員 18番結城です。9日に地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。農業
施設として菌床シイタケの栽培をしたいということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。
いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、
これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したい
と思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(使用貸借)を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)で
ございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 森町塚田_____、登記地目 田、現況地目 雑
種地、面積 9.88㎡ 外3筆、合計面積 105.88㎡、借人 _____、
貸人 _____。

これにつきましては、申請地を工場用地とするものです。

戦前より宅地と通路にしていた旨の始末書の提出がありますことから、これを追
認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 榊原、申請地 榊原町の場_____、登記地目 田、現況地目 畑、
面積 448㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出_____、登記地目・現況地目と
も畑、面積 228㎡ 外2筆、合計面積 616㎡、借人 _____、貸人
_____ 外1名。

これにつきましては、申請地を進入用道路(一時転用)とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は1,169.88㎡で、その内訳は田が553.
88㎡、畑が616㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許
可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、2番、お願いします。

野田委員 7番野田です。1番、2番について説明させていただきます。

5月9日に諸戸部会長と田口委員、中野委員、地元推進委員4名と久居事務局で
見て参りました。1番は社屋も太陽光発電も一度撤去して更地にした状態で一体利
用するというので、新しい工場を建てるため一体利用するという事です。その
中に筋状に農地が残っていたため今回の手続きになりました。やむを得ないものと
思われます。

2番、_____に隣接する農地です。現在は住宅になっている所に新たに隣接
して住宅を建てるものです。義理の両親の住宅という事から、やむを得ないと思わ
れます。

議長 3番、お願いします。

池山委員 14番池山です。5月9日に確認しております。問題は無かろうと思います。

議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	17ページをお願いいたします。 議案第6号 非農地証明願について、でございます。 番号1、地区 大井、願出者 _____、対象地 一志町大仰坪井_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 19㎡外 1筆、合計面積 118㎡。 これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成13年4月23日撮影）により、対象地に20年以上周辺の土地と一体的に宅地として利用し現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上、件数は1件、合計面積は118㎡で、すべて畑でございます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。 1番、お願いします。
宮本委員	15番宮本です。9日に事務局と地元推進委員と、農業委員の池山委員、事務局立ち合いで確認してきました。自宅に接している農地に庭と小屋を建てたような感じで、すでに20年以上たっている立派な家です。何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 6 号については証明することに決定したいと思えます。</p> <p>次に別冊でお配りしました議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について〈別冊〉を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 5 6 号) 附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>それでは、資料の 1 ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。</p> <p>久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 3 8, 4 7 7 m²、畑の使用貸借で 1, 9 8 2 m²、契約件数は 1 6 件でございます。</p> <p>一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 7 9, 1 2 9 m²、畑の使用貸借で 1, 0 4 9 m²、契約件数は 2 8 件でございます。</p> <p>白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 2 4, 7 0 4. 8 8 m²、契約件数は 1 3 件でございます。</p> <p>美杉地区につきましては、田の使用貸借で 2, 3 5 7 m²、契約件数は 3 件でございます。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて 1 4 4, 6 6 7. 8 8 m²、畑の集積が使用貸借で 3, 0 3 1 m²、合計契約件数は 6 0 件、合計面積は 1 4 7, 6 9 8. 8 8 m²となっております。</p> <p>次に認定農業者への集積状況でございます。</p> <p>地区別の認定農業者への集積は久居地区 1 2 件、一志地区 2 7 件、白山地区 1 3 件、美杉地区 0 件で、合計 5 2 件、合計面積は 1 2 8, 7 9 1. 8 8 m²でございます。</p> <p>また、認定農業者への集積率は、件数で 8 6. 6 %、面積で 8 7. 1 %となっております。</p> <p>続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。</p> <p>人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。</p> <p>人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業が 1 件あります。</p> <p>今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 5 6 号)附則第 5 条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>最後に、2 ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限に該当します案件がございますのでご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制</p>

限に該当する案件について、ご審議をお願いします。
整理番号9-2-2 についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第5回第2農地部会を閉会します。

午後2時49分

上記は、第5回第2農地部会の議事を録したものである。

令和6年5月15日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____